障害者差別解消法とは

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障がいを理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。



■障がい者への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「社会的障壁への合理的配慮」をしなければなりません。

不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりする差別を禁止します。

社会的障壁への合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときには、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしなければなりません。

「社会的障壁」とは？

社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、次のような事物、制度、慣行、観念のことで合理的な配慮が必要です。

❶**社会における事物**（通行、利用しにくい施設、設備など）
❷**制度**（利用しにくい制度など）
❸**慣行**（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
❹**観念**（障がいのある人への偏見など）

配慮の好ましい例

交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。





視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。

聴覚障がいのある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。

